

■別表 データ別提供・更新方法

収集優先度
 A・〇県(所管部局)・市町村・国、民間企業等が既にデータを保有しているデータ = 収集必須、かつ、短期的集めるデータ
 B・〇県(所管部局)・市町村・国未保有、民間企業等が保有しているデータ
 〇県(所管部局)・市町村・国未保有、代替データあり等 = 収集努力、かつ、中期的に集めるデータ
 C・〇県(所管部局)・市町村・国未保有、民間企業等未保有データ

完全公開	オープンデータプラットフォームまたはデータ保有者のHPで公開しているデータ
公開(要申請)	オープンデータプラットフォームに公開データ項目一覧を公開、データ利用者の申請により開示
対象者限定(要審査)	オープンデータプラットフォームに公開データ項目一覧を公開、目的や対象者、二次利用を制限。データ利用者の申請に対し審査のうえ開示

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考	
										県(事務局)	データ提供者			
①交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報	(ア)国土交通省が策定した「マトリ」に準じた形式	1	【公共交通の運行情報】 静的データ 「GTFS-JP」 <旧No.1>	県内路線を有する乗合バス事業者(県内に営業所を有せず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者を除く)及び市町村が運行するコミュニティバス・デマンド交通(※停留所・ダイヤが定まっているもの)及び山形鉄道	【GTFS-JPデータフォーマットの項目】 ○事業者情報(ID、名称、URL等) ○停留所・標柱情報(名称、標柱の緯度経度) ○経路情報 ○便情報 ○営業所情報 ○通貨時刻情報 ○運行区分情報 ○運賃情報 ○翻訳情報	公開中	-	各主体が運行情報を県が別途指定するマニュアルに沿ってGTFS-JP形式のファイルを作成し、指定の方法でアップロード/県(事務局)に送付	GTFS-JP	完全公開	●東北運輸局から運行内容の変更について連絡があった際、当該運行事業者のGTFS-JPの変更について確認。必要に応じて当該事業者に変更作業を要請 ●提供されたGTFS-JPデータについて、主要CP事業者への適切な反映が確保されるよう措置 ●住民窓口、観光部局等を通じ、公共交通運行情報が検索可能であることを幅広く周知	●運行内容を運輸局に申請する際に同時にGTFS-JP形式のデータも変更し、少なくとも運行内容変更の2週間前(年度初等ダイヤ改正繁忙期においては1か月前を目途)までに県(事務局)に通知/提供	随時 (運行内容の変更に応じて)	
		2	【公共交通の運行情報】 動的データ 「GTFS-RT」 <旧No.3>	県内路線を有する乗合バス事業者(県内に営業所を有せず、県外とを結ぶ高速バス路線のみを運行する事業者を除く)及び市町村が運行するコミュニティバス・デマンド交通(※停留所・ダイヤが定まっているもの)	○ルート最新情報(遅延、発着時刻予想、通過) ○車両位置情報(車両の緯度・経度、接近情報、混雑度) ○運行情報(見出し、影響(運休、迂回等)、原因(天候、事故等)、URL)	未整備	A	県(事務局)がデータ保有者と個別調整の上、収集	GTFS-RTを原則とするが、別形式で収集しており、GTFS-RTへの変換に追加コストを要する場合は別形式も可	完全公開		●データ保有者のHP等において誰でもデータを取得できる状態で公開する	随時 (運行内容の変更に応じて)	バス事業者の導入に合わせて取得
	(イ)GTFS-JP形式以外での公共交通情報	3	【公共交通の運行情報】 静的データ 「GTFS-JPにそぐわない交通モード」 <旧No.2>	JR東日本、JAL、ANA、FDA	○時刻表情報 ○多言語情報 ○その他利用者利便に資する公開情報	公開中	-	県(事務局)がデータ保有者と個別調整の上、公開	任意	完全公開	●データ保有者と個別に調整し、データ保有者のHPのリンク設定を行う	-	随時 (運行内容の変更に応じて)	
	4	タクシー情報	県内のタクシー事業者	○事業者名 ○事業者住所 ○郵便番号 ○電話番号 ○営業時間 ○定休日 ○実施しているサービス ○クレジット決済対応 ○交通系ICカード決済の対応 ○電子マネー決済の対応状況 ○QRコード決済の対応状況 ○タクシー配車システム導入状況 ○利用者側が使う「アプリ配車」の対応状況 ○UDタクシー等バリアフリー運用状況 ○キャッシュレス決済への対応状況	公開中	-	県(事務局)がデータ保有者と個別調整の上、収集	csv	完全公開	●事業者に対し、プラットフォームで情報公開することに同意を得る。 ●同意を得た事業者のデータを整備しPFに公開する。	-	随時		

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考
										県(事務局)	データ提供者		
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報 (ア) 公共交通に関するデータ	5	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績 <旧No.4>	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内(県内主要路線に乗り入れる宮城交通を含む)における一般乗合旅客自動車運送事業者	【事業報告書】 ○一般乗合旅客運送事業の収益・費用・損益 【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数、従業員数、路線キロ、運行系統数) ○輸送実績(輸送人員(うち定期)、営業収入(うち旅客運送収入)、走行キロ、実車キロ、実車率、延実在車両数、延実働車両数) ○運行系統別輸送実績報告書(経路(起点・経由地・終点)、キロ程、運賃、利用する高速自動車道路等(利用区間・利用キロ)、運行ダイヤ(始発・終発)、所要時間、運行回数、走行キロ、輸送人員(うち定期)、1人平均乗車キロ、輸送人キロ、平均乗車密度、運送収入、走行1キロあたり運送収入)	未整備	A	県(事務局)に東北運輸局山形支局へ定められた時期に提供	Excel及びPDF	完全公開/対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供について同意を得る ●東北運輸局山形支局に対し、同意した事業者の情報を提供し、当該事業者の対象データを受け取る ●東北運輸局山形支局が提供する集計データを公開する ●集計データに含まれないデータ項目を公開する場合は対象者限定とし、申請があった場合は審査のうえ公開する。	●県(事務局)から情報を得た事業者の当該データについて、独自に集計しているファイル及び当該データの既存のフォーマットを、定められた時期に県(事務局)にデータを提供する ●可能な限りデジタル化に努める	毎年	
	6	一般乗用旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績 <旧No.5>	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における一般乗用旅客自動車運送事業者	【乗用事業者一覧(法人タクシー事業者、個人タクシー事業者、福祉限定事業者)】 ○事業者名、代表者名、事業者住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、営業所名、営業所住所、車両数、協会加盟状況 【輸送実績報告書(交通圏別、法人別)】 ○交通圏、事業者数、車両数、提出事業者数、提出車両数、従業員数、運転者数、延実在車両数、延実働車両数、実働率、総走行キロ、総実車キロ、実車率、輸送回数、輸送人員、営業収入 ○事業概要(管轄区域(市町村名)、車両数・従業員数(管轄区域別)) ○輸送実績(輸送人員、営業収入、走行キロ、実車キロ、実車率、輸送回数、延実在車両数、延実働車両数、実働率)	未整備	A	県(事務局)に東北運輸局山形支局へ定められた時期に提供	Excel及びPDF	完全公開/対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供について同意を得る ●東北運輸局山形支局に対し、同意した事業者の情報を提供し、当該事業者の対象データを受け取る ●東北運輸局山形支局が提供する集計データを公開する ●集計データに含まれないデータ項目を公開する場合は対象者限定とし、申請があった場合は審査のうえ公開する。	●県(事務局)から情報を得た事業者の当該データについて、独自に集計しているファイル及び当該データの既存のフォーマットを、定められた時期に県(事務局)にデータを提供する ●可能な限りデジタル化に努める	毎年	
	7	一般貸切旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績 <旧No.6>	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における一般貸切旅客自動車運送事業者	【貸切事業者一覧】 ○事業者名、代表者名、事業者住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、営業所名、営業所住所、車両数 【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数、従業員数) ○走行キロ、輸送人員、運行回数、営業収入	未整備	A	県(事務局)に東北運輸局山形支局へ定められた時期に提供	Excel及びPDF	完全公開/対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供について同意を得る ●東北運輸局山形支局に対し、同意した事業者の情報を提供し、当該事業者の対象データを受け取る ●東北運輸局山形支局が提供する集計データを公開する ●集計データに含まれないデータ項目を公開する場合は対象者限定とし、申請があった場合は審査のうえ開示する。	●県(事務局)から情報を得た事業者の当該データについて、独自に集計しているファイル及び当該データの既存のフォーマットを、定められた時期に県(事務局)にデータを提供する ●可能な限りデジタル化に努める	毎年	
	8	特定旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績 <旧No.7>	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における特定旅客自動車運送事業者	【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数、路線、営業区域、輸送の需要者及び旅客の範囲) ○走行キロ、輸送人員、営業収入	未整備	A	県(事務局)に東北運輸局山形支局へ定められた時期に提供	Excel及びPDF	完全公開/対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供について同意を得る ●東北運輸局山形支局に対し、同意した事業者の情報を提供し、当該事業者の対象データを受け取る ●東北運輸局山形支局が提供する集計データを公開する ●集計データに含まれないデータ項目を公開する場合は対象者限定とし、申請があった場合は審査のうえ開示する。	●県(事務局)から情報を得た事業者の当該データについて、独自に集計しているファイル及び当該データの既存のフォーマットを、定められた時期に県(事務局)にデータを提供する ●可能な限りデジタル化に努める	毎年	
	9	自家用有償旅客運送事業者の報告・輸送実績 <旧No.8>	【東北運輸局が保有する交通事業者からの報告データ】 山形県内における自家用有償旅客運送事業者	【輸送実績報告書】 ○事業概要(車両数・種別、路線又は運送の区域、運送する旅客の範囲及び数) ○走行キロ、輸送人員又は運送回数、運送収入	未整備	A	県(事務局)に東北運輸局山形支局へ定められた時期に提供	Excel及びPDF	完全公開/対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に国報告データの提供について同意を得る ●東北運輸局山形支局に対し、同意した事業者の情報を提供し、当該事業者の対象データを受け取る ●東北運輸局山形支局が提供する集計データを公開する ●集計データに含まれないデータ項目を公開する場合は対象者限定とし、申請があった場合は審査のうえ公開する。	●県(事務局)から情報を得た事業者の当該データについて、独自に集計しているファイル及び当該データの既存のフォーマットを、定められた時期に県(事務局)にデータを提供する ●可能な限りデジタル化に努める	毎年	
10	バス輸送実績 <旧No.9>	各市町村各路線単位のバス・デマンド交通の利用実績・運営実績一覧	○運行概要、輸送実績、補助金の額・種別等のうちNO4「一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績」で把握できないデータ(定時定路線型、デマンド型)	未整備	A	県(事務局)が市町村を通じて照会	Excel	対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前に協力を要請する ●事務作業として利用実績・運営実績一覧を作成	【市町村】	毎年		

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考
										県(事務局)	データ提供者		
	11	ICカード利用実績 <旧No.10>	ICカード導入路線	○便・路線毎の利用実態	未整備	A	データ保有者が収集・管理し、提供可能なデータの内容・条件を県(事務局)に報告	Excel	対象者限定(要審査)	●対象の交通事業者に対し、事前にデータの提供についての協力を要請する ●同意した事業者のリストを公開する ●利用申請があった場合は、審査のうえデータを開示する。	—	随時	バス事業者の導入に合わせて取得
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報 (イ) 交通以外の輸送サービスに関するデータ	12	県内教育施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.11>	県内の教育施設(県立高校、私立高校、公立大学等)のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C							当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	13	県内医療施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.12>	県内の医療施設のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C							当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	14	県内福祉施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.13>	県内福祉施設のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C							当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	15	県内福祉施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.13>	福祉有償運送に係る事業者情報一覧	○団体名 ○運送区域 ○許可期限 ○事業者所在地、電話番号 ○自動車の数 ○設定運賃 ○旅客の範囲 ○運送可能日時	未整備	A	県(所管部局)が公開しているURLのリンクを報告	Excel	完全公開	●県(所管部局)のHPをPFにリンク	●データをHPに掲載	随時	
	16	県内観光施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.14>	県内観光施設のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C							
17	県内宿泊施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.15>	県内宿泊施設のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考
										県(事務局)	データ提供者		
	18	県内複合商業施設による送迎サービスの実施状況 <旧No.16>	県内複合商業施設のうち、送迎サービスを実施している施設	【送迎サービスの概要】 ○運行日・時刻表 ○路線図 ○運賃等利用料金 【送迎サービスの詳細・実績等】 ○委託交通事業者(委託していれば) ○車両台数(10人乗り未満/10人乗り以上) ○運転手人数(専属/兼業/ボラ) ○コスト・負担者 ○利用人数(把握していれば)	未整備	C							当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	19	学校情報	県内の教育施設(私立高校)	○郵便番号、所在地、電話番号、Fax番号 ○クラス数 ○定員数	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	Excel	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、各学校へ照会 ●学校から提出のあったデータを県(事務局)へ提供	毎年	
	20	学校情報	県内の教育施設(県立高校)	○学校名 ○電話、所在地、学科 ○学科・学年別生徒数	未整備	A	県(所管部局)が公開しているURLのリンクを報告	csv	完全公開	●県(所管部局)のHPをPFにリンク	●データをHPに掲載	毎年	
	21	学校情報	県内の教育施設(公立大学)	○郵便番号、所在地、電話番号、Fax番号	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	Excel	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、各学校へ照会 ●学校から提出のあったデータを県(事務局)へ提供	毎年	
	22	病院一覧 <旧No.17>	県内の医療施設(山形県医療機関情報ネットワーク)	○病院名 ○開設者、管理者 ○所在地、電話番号、Fax番号 ○診療科名 ○診療日 ○病床数 ○医療従事者の数	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	csv	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、県(事務局)へ提供	毎年	
	23	福祉施設一覧 <旧No.18>	県所管保護施設、無料定額宿泊所	○名称 ○法人等の名称 ○事業所の所在地、電話番号・FAX ○指定年月日 ○定員	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	Excel	完全公開	●施設へのデータ掲載同意依頼を作成、県(所管部局)へ依頼 ●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、厚生労働省の調査物と併せて施設へ県(事務局)の依頼文を送付 ●同意を得た施設の情報を県(事務局)へ提供	毎年	
	24	福祉施設一覧 <旧No.18>	県内のデイサービス、デイケア、ショートステイ施設	○事業所番号、名称 ○法人等の名称 ○事業所の所在地、電話番号・FAX ○指定年月日 ○定員	未整備	A	県(所管部局)が公開しているURLのリンクを報告	Excel	完全公開	●県(所管部局)のHPをPFにリンク	●データをHPに掲載	随時	
	25	宿泊施設情報 <旧No.19>	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	○営業所名称 ○所在地、電話番号 ○営業種別コード(ホテル、旅館、簡易宿所) ○総客室数	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	Excel	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、県(事務局)へ提供	毎年	
	26	県内複合商業施設一覧	県内の複合商業施設(大規模小売店舗立地法届出)	○受理番号 ○届出年月日 ○店舗名称 ○所在市町村 ○店舗面積 ○駐車場台数 ○大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要	未整備	A	県(所管部局)が公開しているURLのリンクを報告	Excel	完全公開	●経済産業省のHPをPFにリンク		随時	経済産業省ウェブサイトであること、経済産業省の利用規約を遵守することを明記
	27	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(私立高校)	○各高校別通学手段別生徒数 ○通学者の人数	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	任意	完全公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータの一覧を公開 ●申請があった場合は、審査のうえ開示する。	●県(事務局)からの依頼を受け、各学校へ照会 ●学校から提出のあったデータを県(事務局)へ提供	毎年	県(所管部局)と調整のうえ、収集に努める
	28	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(私立高校)	○通学者の住所 ○通学者の住所別人数	未整備	B							収集方法を検討のうえ収集に努める
	29	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(私立高校)	○年度別入学者の出身中学校と人数 ○通学者の性別、年齢 ○昨年度卒業生の進学先、就職先	未整備	C							当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考	
										県(事務局)	データ提供者			
② 交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報 (ウ) 移動実態・交通需要に関するデータ	30	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(県立高校)	○通学者の住所 ○通学者の住所別人数	未整備	B							収集方法を検討のうえ収集に努める	
	31	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(県立高校)	○年度別入学者の出身中学校と人数 ○通学者の性別・年齢 ○昨年度卒業生の進学先、就職先	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	32	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(公立大学)	○通学者の住所 ○通学者の住所別人数	未整備	B								収集方法を検討のうえ収集に努める
	33	県内教育施設の通学実態等 <旧No.20>	県内の教育施設(公立大学)	○年度別入学者の出身中学校と人数 ○通学者の性別・年齢 ○昨年度卒業生の進学先、就職先	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	34	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の医療施設(山形県医療機関情報ネットワーク)	○一日平均外来患者数 ○一日平均入院患者数	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	csv	公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、県(事務局)へ提供	毎年		
	35	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の民間医療施設	○通院者の居住地 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								収集方法を検討のうえ収集に努める
	36	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の民間医療施設	○通院者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	37	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の県立医療施設	○通院者の居住地(集計) ○居住地別利用者性別(集計) ○居住地別利用者年齢分布(集計)	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)を通じて照会	Excel	完全公開/対象者限定(要審査)	●県(所管部局)から提供を受けたデータの一覧を公開 ●申請があった場合は、審査のうえ開示する。	●県(事務局)からの依頼を受け、各施設のデータを収集し、県(事務局)へ提供	毎年		県(所管部局)と調整のうえ、具体的な収集方法を決定する
	38	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の公立(自治体)医療施設	○通院者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								市町村と調整のうえ、収集に努める
	39	県内医療施設の通院実態 <旧No.21>	県内の公立(自治体)医療施設	○年度別通院者の人数 ○通院者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	40	県内福祉施設の通所実態 <旧No.22>	県所管保護施設、無料定額宿泊所	○施設利用者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								県(所管部局)と調整のうえ、収集に努める
	41	県内福祉施設の通所実態 <旧No.22>	県所管保護施設、無料定額宿泊所	○年度別施設利用者の人数 ○施設利用者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	42	県内福祉施設の通所実態 <旧No.22>	県内のデイサービス、デイケア、ショートステイ施設	○施設利用者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								県(所管部局)と調整のうえ、収集に努める
	43	県内福祉施設の通所実態 <旧No.22>	県内のデイサービス、デイケア、ショートステイ施設	○年度別施設利用者の人数 ○施設利用者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	44	県内観光施設の利用実態 <旧No.23>	県内の観光施設	○年度別施設利用者の人数(山形県観光者数調査)	未整備	A	県(事務局)が県(所管部局)の公開ページを参照	Excel	公開	●県(所管部局)から提供を受けたデータをPFに公開	●県(事務局)からの依頼を受け、県(事務局)へ提供	毎年		
	45	県内観光施設の利用実態 <旧No.23>	県内の観光施設	○施設利用者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								収集方法を検討のうえ収集に努める
46	県内観光施設の利用実態 <旧No.23>	県内の観光施設	○施設利用者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討	

分類	NO	データ名称	データの対象	データ項目	整備状況	取得優先度	データの収集方法	データ提供のフォーマット	公開レベル	データの提供・公開(開示)に係る関係者の役割		更新頻度	備考	
										県(事務局)	データ提供者			
	47	県内宿泊施設の利用実態 <旧No.24>	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	○施設利用者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B							県(所管部局)と調整のうえ、収集に努める	
	48	県内宿泊施設の利用実態 <旧No.24>	県内の宿泊施設(ホテル、旅館、簡易宿所)	○年度別施設利用者の人数 ○施設利用者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	49	県内複合商業施設の利用実態 <旧No.25>	県内の複合商業施設	○施設利用者の住所 ○年間利用者数(集計) ○年間利用者性別(集計) ○年間利用者年齢分布(集計)	未整備	B								収集方法を検討のうえ収集に努める
	50	県内複合商業施設の利用実態 <旧No.25>	県内の複合商業施設	○施設利用者の性別・年齢	未整備	C								当面はデータの存否を確認するとともに、データ整備の必要性を再検討
	51	ETC2.0(※) <旧No.26>	県内及び県際移動データ	○ETC2.0車載器及びETC2.0対応カーナビから収集されたプローブ情報を統計的処理した情報	未整備	A		国土交通省が提供する形式による		●利用の相談があった場合、国土交通省に取り次ぐ				国土交通省等が規定する「車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針」に基づいた手続きとする。
(エ)その他 データ	52	山形県地域公共交通計画のデータ <旧No.27>	計画に掲載されている全てのデータ		未整備	A	—	CSV形式、Shapeファイルの形式等、加工・利用がし易い形式とする。	公開	●計画に掲載されているデータのオープンデータ化	—	計画策定時のみ		

(※)ETC2.0のデータ提供はガイドライン規定の対象外とする